

平成 27 年 4 月 23 日
厚生労働省労働基準局

「労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その 3）調達仕様書（案）」に係る意見招請について（意見提出方法）

1 意見提出方法

- (1) 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により意見を提出する場合には、封書に「労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その 3）調達仕様書（案）に対する意見在中」と朱書きすること。
- (2) 持参又は郵送による意見の提出と併せて、様式 1 及び様式 2 の電子データを意見提出先のメールアドレス（E-mail：choushusystem@mhlw.go.jp）あて意見提出の期限までに送付すること。

2 意見提出の部数

1 部

3 意見の様式

- (1) 日本語を使用すること。
- (2) 必須項目
 - (様式 1) A4 判縦置き横書きとすること。
 - ・提出年月日、会社名、責任者氏名、印（法人の場合には、法人代表者印）
 - ・提出意見の件数
 - ・担当者氏名、所属部署名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス
 - (様式 2) A4 判横置き横書きとすること。
 - ・意見の対象となる仕様書案の種類（本紙若しくは別紙の該当を記載）、ページ、項目番号及び該当箇所
なお、同じ項目番号の複数箇所については該当ページ内の該当箇所の行数を記載すること。
 - ・仕様書案に対する意見又は修正案
 - ・意見又は修正案の提出理由
- (3) 意見を提出する場合には、事前に意見提出先のメールアドレスあてに、様

式1及び様式2の電子データの送付を依頼すること。

4 意見提出の期限

平成27年5月14日（木）17時とする。

なお、郵送の場合には同日必着とする。

5 意見提出先

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室

システム計画係 塩田 恵次

〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎1F

電話：03-3920-3311（内線407、416）

E-mail：choushusystem@mhlw.go.jp